

1 制度の概要

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた医療・介護サービスの提供体制の改革の推進を目的とし、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度として創設される。
- ・ 各都道府県は、国交付金3分の2、都道府県負担3分の1で基金を造成すると共に、事業計画を作成して、これにより種々の事業を実施する。

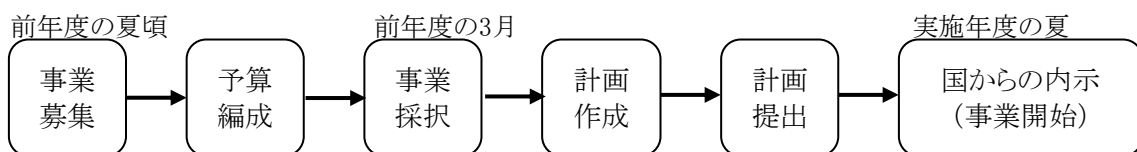
2 対象事業

- I 病床機能分化・連携推進事業（機能分化に必要な施設・設備整備など）
- II 在宅医療推進事業（多職種の連携体制整備、人材育成、普及啓発、設備整備など）
- III 医療従事者確保事業（医師の地域・診療科偏在対策、看護師の養成、勤務環境改善など）

3 スケジュール見込み

- ・ 例年、実施年度の前年の夏頃に各団体、各医療機関あてに事業提案を依頼。
- ・ 提案のあった事業については、県の予算編成過程を通じて、県で採択する事業を決定。
- ・ その後、採択事業をもとに作成した長野県事業計画を厚生労働省に提出、調整を経て内示が通知され、事業開始となる。

(スケジュールイメージ)



4 事業提案にあたって

事業区分 I である「地域医療構想の達成に向けた施設又は設備整備に関する事業」に対しては、国から重点配分する旨の方針が打ち出されている。

○国配分方針(平成29年1月27日 厚生労働省地域医療計画課 事務連絡)

「経済財政運営と改革の基本方針2016について」(平成28年6月2日閣議決定)において、「地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等により、病床の機能分化・連携を推進する」とこととされていることや、平成28年度中に全都道府県において地域医療構想が策定されることを踏まえ、平成29年度においては、基金総額の概ね5/9を「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」に充てることとしています。

○事業区分 I の事業例

地域の病床機能再編を伴う病院の建替え
 病床機能転換を伴う地域包括ケア病棟や緩和ケア病棟などに関する施設整備
 回復期機能の拡充を目的としたリハビリテーション施設・設備の整備
 地域の病床の有効活用を目的とした、医療機関間の転院システムの構築